令和８年９月３０日　部長会議

開催日時　令和8年9月30日（水）　午前8時58分から午前10時04分まで
開催場所　庁議室
出 席 者　辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事（草津未来研究所・経営戦略担当)兼環境経済部理事(立命館イノベーションシニアコーディネーター)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長兼上下水道部理事(農業集落排水処理施設跡地担当)、健康福祉部長、健康福祉部理事（健康都市づくり・地域共生社会推進担当）兼こども若者部理事（こどもの居場所づくり担当）、こども若者部長、特命監（都市戦略担当）兼都市計画部長、都市計画部理事（交通・開発担当）、建設部技監、建設部長、建設部理事(河川・公園緑地担当)兼上下水道部理事(雨水整備事業担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事（生涯学習・スポーツ推進・図書館担当）、教育部理事（学校教育担当）、議会事務局長、監査委員事務局長
欠 席 者　なし
議事概要　下記のとおり

1. 副 市 長 訓 示

・10月18日の新市長就任に伴い、各部局においては、令和9年度予算編成に向けた準備を進めていただいているが、新市長就任後は、継続中の主要事業や主要課題等の説明を行いながら、公約の実施に向けた調整や、既存の計画とのすり合わせ等が必要になっていくものと思われる。候補者の政策等も確認しながら新体制に向けた準備を進めていただくようお願いする。
・災害に向けた準備について、秋雨前線の影響により雨が降る状況が続いているが、千葉県では8月の豪雨での被害に続き、台風25号の影響により、甚大な被害が発生し、断水や停電が続いている地域もあると報道されている。本市と災害支援・友好交流基本協定を締結している君津市へ、危機管理課からお声がけをしているところであり、要請があれば、適宜、支援を行っていきたいと考えている。全国各地で、想定を超える大雨による災害が起こりえる状況であり、冠水等の危険箇所等、普段から災害をイメージし、水防・警戒体制の備えをお願いする。
・熊本地震において、発生から2か月がたち生活再建に向け復興を進められているところだが、本市からも一部職員には、給水活動、住家被害認定調査に係る大変な業務を遂行いただいたところでもあり、その貴重な経験を本市の備えにも生かし、災害への意識を高め、適切な災害対策に万全を期すようお願いする。

2. 重 要 報 告

（1）令和8年度草津市市政功労者表彰式について

【資料：報1－1～4】

【総合政策部長から資料に基づき説明】
・【報1－1】市政功労者表彰については、本市の政治、経済、文化、社会等の各分野において、市政の振興発展に貢献された方々の功績をたたえることで、更なる市政の振興発展を促進することを目的に、昭和42年度から毎年実施している。

・昨年度まで累計59回実施しており、自治功労と社会功労で合計1，821名の個人・団体の表彰を行った。
・【報1－3】今年度の市政功労者は、自治功労の分野で14名、社会功労の分野で27名の個人・団体の合計41名の個人・団体の方々になる。内申いただいた原課へは、被表彰者の決定について、すでに通知している。
・表彰式は、例年11月3日の文化の日に実施しており、今年も11月3日（火・祝）午前中に、アミカホールで開催するべく事務を進めている。
・【報1－4】式典への出席者については、被表彰者・来賓・招待者・理事者・部長級職員等に案内する。
・部長級職員の皆様には式典への出席をお願いする。また、式典の挙行にあたり、関係課職員に業務に従事いただくこととなるが、関係課長宛てに別途依頼させていただいているので、よろしくお願いする。
・被表彰者にお渡しする表彰額において、新市長就任後に新市長の名前を掘ることから、式典までの納品が間に合わないため、当日は代表でもらっていただく方の分を何とか用意できるよう、今お願いしているような状況である。当日、お渡しができない受賞者の方へは、例年の欠席者と同様に、各部から被表彰者へ後日お渡しをしていただきたく、お願いする。

（2）「職場におけるハラスメント防止指針」の改定について

【資料：報2－1・2】

【総合政策部長から資料に基づき説明】
・【報2－1】本市では、平成25年に制定した「職場におけるハラスメント防止指針」について、社会的情勢の変化やハラスメント防止のための関係法令の改正等をふまえ、見直しを行っており、令和3年には、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント、学校におけるハラスメントを加え、今年の1月にはカスタマーハラスメントを新たに加える改定を行ってきたところである。
・2月下旬に厚生労働省において　、事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して、雇用管理上講ずべき措置等についての指針を示されたことを踏まえ、本市の職場におけるハラスメント防止指針に、求職者等に対するハラスメントを追加するものである。
・【報2－2】主な改定内容は、厚生労働省の防止指針を参考にしており、主には20ページから22ページのいわゆる求職者に対するハラスメントについて、定義あるいは内訳としてパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントそして妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、カスタマーハラスメントについて追記をした。
・当該防止指針の改定については、この部長会終了後に市議会へも報告をさせていただく。

（3）土木職の内部育成制度の創設について

【資料：報3－1・2】

【総合政策部長から資料に基づき説明】
・【報3－1】土木職については、民間企業や他自治体との人材獲得競争の激化等により、採用が年々難しくなっており、採用試験を実施しても採用には至らず、採用計画に対し採用人数が下回る状況が続いている。
・必要人員の確保に向け、学校訪問や通年採用の実施、採用試験における受験可能年齢の引き下げお

よびキャリア採用の実施等の取り組みは進めているものの、状況は改善しておらず、このまま何も措置を講じなければ、技術継承が滞り、土木職全体の技術力が低下し、いずれは土木技術にかかる業務遂行が困難になる恐れがある。

・土木職の安定的な人材確保と中長期的な体制強化を図るため、他自治体での取組例を参考に、土木職として活躍が期待できる一般行政職による内部育成を図り、土木職への転向を支援する育成制度を創設するものである。

・制度の概要について、対象は一般行政職として採用された主査級以下の概ね35歳以下の職員とし、候補者の選考にあたりましては、公募制とし、面接により適任者を選定する。

・候補者となった職員は、おおむね1年間を基礎育成期間とし、土木系部署へ配置し、日常業務を通じたOJTや外部機関による研修を通じて育成を行うものとする。基礎育成期間中の人材育成評価が良好である場合は、土木職としてのジョブローテーションによる配置を行いますが、職員本人の意向に応じて、土木職と一般行政職の両方を希望するキャリアや、従前どおり、一般行政職としてのキャリアを選択することも可能とするものである。

・本制度の対象者および土木職として採用された職員に対し、「2級土木施工管理技士」資格取得に向け、受験費用の補助や対策講座等への通学時の職務専念義務免除などの支援を併せて行う。

・今後のスケジュールについて、募集期間として1か月程度設け、選考を経て令和9年度から制度開始する予定である。

・部局内での周知をよろしくお願いする。

（4）玉川まちづくりセンター整備地について

【資料：報4－1～3】

【まちづくり協働部長から資料に基づき説明】

・【報4－1】昨年度の6月20日に、総務常任委員会協議会にて、玉川まちづくりセンターの整備地について説明したが、当時の説明内容から、整備する場所とスケジュールに変更が生じたため、再度、10月7日の総務常任委員会協議会で説明をさせていただくために、今回事業報告とさせていただくものである。

・まず、整備する場所の変更について、左側の図の黄色の実践で囲っております、1743番1と1736番の一部で調整を進めるということで説明をしていたが、地権者との交渉が難航したため、この場所を断念した。再度、玉川学区と調整を行い、右側の図の紫色の実践で囲っております1736番（約2，594平米）の一部（約1，700平米）で調整を進めることなった。

・右側の図における、野路公園予定地との間にある長方形の空白地（約900平米）については、野路公園用地として取得し、区域の変更を行っていく予定である。

・次に、スケジュールについて、用地の取得が当初の令和7年度から令和8年度になることから、全体のスケジュールについて1年遅れとなり、令和13年度の工事完了となる。

・玉川まちづくりセンターの整備については、地元学区の要望もあり、野路公園の整備と合わせて行うものであり、この新センターへの入口部分の施設等についても、建設部との調整を行いながら事業をすすめていく。

（5）玉川まちづくりセンター移転候補地の変更に伴う野路公園の区域変更について

【資料：報5－1】

【建設部理事(河川・公園緑地担当)から資料に基づき説明】

・【報5－1】センター整備に伴う公園区域の変更について、候補地（B）は、地積2593．46㎡の1筆の土地であり、地権者は1筆全体の売却を希望している。

・一方、玉川まちづくりセンターは敷地面積1，700㎡程度での整備を予定しているため、1 筆全体を取得することにより、センター整備予定地と野路公園整備事業区域との間に残置が生じることとなる。

・このため、センター移転による用地取得に伴う対応として、当該残地を公園緑地課で取得し、公園区域に追加するものである。

・工事については、センターの工事とともにすすめ、公園の供用開始については、センターの供用開始後1年後の予定である。

（6）民設児童育成クラブの公募結果について

【資料：報6－1】

【こども若者部長から資料に基づき説明】

・【報6－1】6月1日から7月末までの2か月にかけて事業者の公募を実施した。

・複数の事業者より応募があり、去る9月4日に開催された、草津市社会福祉法人等審査会にて審査をいただき、NPO法人スポキッズに決定した。

・設置予定地は地図に示す通り、de愛ひろばと円融寺の間の草津1丁目6－16となる。

・この整備をもって、来年4月から公立が14か所、民間26か所の計40か所の運営体制となる。

（7）小規模保育事業の公募結果について

【資料：報7－1】

【こども若者部長から資料に基づき説明】

・【報7－1】6月1日から7月末までの2か月にかけて事業者の公募を実施した。

・複数の事業者より応募があり、去る9月7日に開催された、草津市社会福祉法人等審査会にて審査をいただき、NPO法人ちいさいほいくえんみんなの里に決定した。

・設置予定地は地図に示す通り、南草津駅の西側、野路町3014番地となる。

・この整備をもって、来年4月から小規模保育施設が合計で24か所となる。

3．そ の 他

【総合政策部長から】

（その他案件1－1）「市長就任に伴う各部局からの説明等について」

・新市長への説明については、総合政策部と総務部の方から、総合計画、予算そして各部局からの説明の進め方等について、事前のレクをさせてもらいたい、

・各部局からの説明の主の流れについては、最初にまず各部長から、それぞれの部局の組織図、組織目標、引継書等を活用して、各部局の執行体制、取り組み状況等の説明をしていただく。その後、各候補者が掲げておられる公約について、市長政策集というような形で、選挙期間中に掲げられた公約等を、総合政策部企画調整課の方で一覧に取りまとめすることを考えている。

・その上で、各部局が担当いただく施策等について、総括副部長の方から市長政策集、そして引継書、課題整理表等を活用して説明をいただくということでよろしくお願いする。
・その上で、新市長から公約に掲げられた政策の実施等について具体的な指示をいただいて、それを受けて、補正予算、また令和９年度の当初予算要求という流れで考えておりますので、よろしくお願いする。
・新市長への各部局からの説明にかかる時間配分については、説明時間が半分、もう半分は市長からの質疑や指示の時間ということで想定している。時間があまり取れないため、新市長の公約にかかる政策についての確認という部分を重きに置きながら、時間配分をお願いしたい。
・また、この時間は確認の場ということで、検討や協議が必要な部分については別途協議という形で進めたい。
・１１月中旬に、総務部より、政策的経費についての市長の意向確認等も計画いただいておりますので、そちらにも繋げながら進めていただけたらと思う。

【総務部長から】
・昨日、インフォメーションにて、市長就任に伴う令和9年度当初予算編成の対応について依頼を発出させていただいた。
・前市長の公約に基づく事業の継続の有無等について、新市長の意向を確認する必要があり、総務部で取りまとめて説明をさせていただこうと思っている。それにあたり、調書の作成をお願いしたい。
・また、新市長の公約等に基づく新規事業について、市長指示等によっては主に令和9年度の当初予算編成に盛り込んでいくことが想定される。総務部としても事前に予算要求の概要整理を行う必要があるため、１２月３日までに事前提出をいただき、財政担当で内容確認を行ったうえで、正式な予算要求は１２月２２日（部長間調整の要求締め日に合わせている。）までに提出いただき、部長間調整から正式に新市長の新規事業の要求というスケジューリングをしている。
・１０月１日から財務会計システムの電子決裁の運用が開始となる。９月３、４日に担当者向けの研修を行った。各部とりまとめ課の担当から、各部長、副部長へ操作方法等についてのレクを行うよう研修の中でお願いをさせていただいた。必要に応じてヘルプデスクも活用いただければと思う。
・議会資料の電子化について、７月２９日の部長会議での報告では、１１月市議会から執行部は議会へ電子端末機器を持ち込むことができるように調整を進めていたが、１１月市議会が市長就任直後で調整のいとまがないため、延期し、２月市議会からの実施に向けて調整を行う方向で考えている。
・滋賀県議会議員選挙について、草津市選挙区の補欠選挙が2名欠員となったため、補欠選挙が１０月１８日の市長選挙と同日に執り行うということが滋賀県の選挙管理委員会の方で決定された。既に従事者への依頼はさせていただいており、変更の予定はないが、県議補選と市長選挙というような形で、有権者の範囲や選挙期間が若干異なり、通常とは異なる対応が出てくることが予測されるので、選管 OB の方をはじめ、各部職員の皆様に格別のご協力をいただきますよう、よろしくお願いする。

【副市長から】
・市長就任に伴う引き継ぎについては、新規拡大ばかりではなく、廃止や見直しについても出てくる可能性があるため、既存事業についてしっかりと説明をしていただくよう、よろしくお願いする。
・９月２４日付けで、市長選挙に向けての職員の職務規律の確保ということで、通知を発出している。地方公務員については政治行為が制限されているということで、市民の信頼を損なうことのないよう、公務員としての自覚を持って行動するよう職員の方にも周知徹底の方よろしくお願いする。

【危機管理監から】

・災害時の参集訓練を実施する。
・有事の際の職員の参集状況をスムーズに把握するために、昨年度と同様、すぐメールを活用する形で訓練を実施する。
・実施時期については10月10日（土）の16時頃を想定。
・対象の職員は、通常出勤している正規職員とする。産前産後休暇や育児休暇、病気休暇を取得している職員や、会計年度任用職員は対象外としてお願いする。
・昨年、仮登録や配信停止で届いていない職員がおり、例えば未登録で55名が配信できておらず、広域避難所では272名配置しているうち、登録者が120名で44%、152名は部署や広域避難所等の登録内容に誤りがある。そのような点も、登録の内容が、属している災害対策本部組織に合っているか確認をいただくようにお願いする。

このページのお問い合わせ
概要作成担当　草津市　総合政策部　企画調整課　企画調整係
電話　077-561-2320
ファックス　077-561-2489
メール　kikaku@city.kusatsu.lg.jp